

屋外広告物の「定期点検」が義務化されました

● 問い合わせ 都市政策課（本庁舎5階） ☎ 34-33015 ☎ 34-33202
 屋外広告物による危害防止のため、表示者、設置者、管理者による定期的なメンテナンスが必要です。

安全点検について

近年、全国的に適切に管理されていない屋外広告物が見受けられ、平成27年2月には札幌市で建物に取り付けられた看板が落下し、歩行者を直撃する重大事故が発生しまし

た。

このような状況を受け、平成30年1月1日付で国のガイドラインに基づき、松本市屋外広告物条例を一部改正しました。

これにより、屋外広告物の「表示者」、「設置者」、「管理者」のそれぞれの立場で、日常の補修その他の管理に加え、風雨や経年劣化によって屋外広告物に倒壊・落下等のおそれが生じないように、「定期的な点検」を行うことが義務化されました。

点検の対象

はり紙、はり札、広告旗、広告幕、立看板、アドバルーン、壁面等に直接塗装、または貼付されたもの（下絵）を除く市内全ての広告物が点検の対象です。

点検の方法等

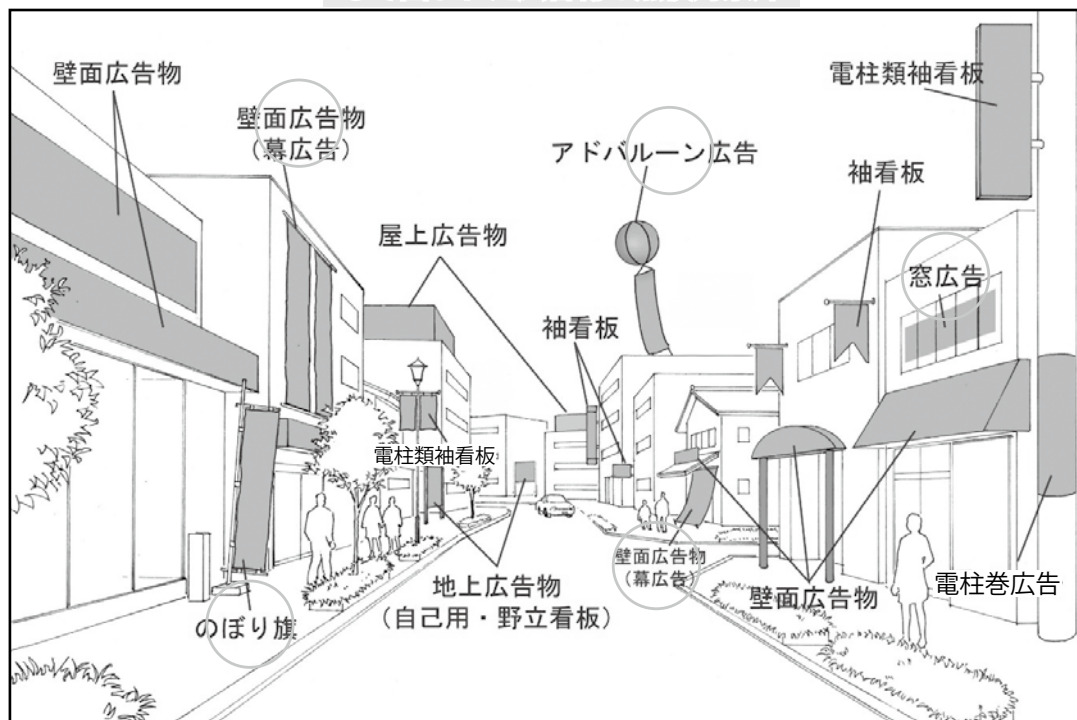
- 点検の時期
 広告物等の設置後3年以内
- 点検項目
 本体および取り付け部の変形・腐食等、ボルトおよびビス等のサビ・緩み等、表示面の破損・はく離・汚染・退色・変形等、その他照明等の取り付け状態等

点検者

広告物の表示者、設置者、管理者のいずれかが点検を行います。

ただし、設置上端高さが地上4メートルを超える屋外広告物の点検は、屋外広告士等（建築士、電気工事士、電気主任技術者、その他）が実施しなければなりません。

○で囲まれた広告物は点検対象外



点検結果の保管・報告

点検結果の記録は、屋外広告物を除却するまでの間、保管しなければなりません。ま

た、表示設置の許可を受けている屋外広告物は、許可の更新時に点検結果の報告書を提出する必要があります。